

令和8年度 小規模企業施策

第221回国会(特別会)提出



基本的な課題認識と対応の方向性

中小企業等関係予算

令和8年度当初予算：889億円、令和7年度補正予算：8,364億円

※中小企業対策費全体（令和8年度当初予算）：1,079億円

- 労働供給制約をはじめ、物価高、米国関税など厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者における賃上げ環境整備に向けて、官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、企業の事業規模や成長ステージに応じた企業成長や生産性向上に係る支援を行うとともに、早期の経営改善・事業再生や事業承継・M&Aによる事業再編促進、伴走支援体制の強化などを実施。
- 小規模事業者の活性化や社会課題解決に向けた地域における取組に対しても、引き続き支援。
- 一連の施策に加えて、重点支援地方交付金の活用を推奨。

1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底

- 令和8年1月施行の中小受託取引適正化法（以下、「取適法」という。）・受託中小企業振興法（以下、「振興法」という。）の周知徹底や厳正な執行を進めるとともに、取引Gメンによる取引実態調査、価格交渉促進月間フォローアップ調査等による発注者への指導等を徹底。
- 国・地方自治体から民間への請負契約等の単価の見直しなど、官公需も含めた価格転嫁を促進。

中小企業取引対策事業【令和8年度当初予算：30億円】＋【令和7年度補正予算：7.6億円】

取適法・振興法の厳正な執行、「価格交渉促進月間」（9月・3月）の実施や価格交渉促進月間フォローアップ調査結果に基づく価格交渉・転嫁等の状況を整理した「発注者リスト」の公表及び事業所管大臣による行政指導、取引Gメンによるヒアリングや取引かけこみ寺での相談対応等を通じた取引実態把握、「パートナーシップ構築宣言」の拡大と実効性の向上、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の策定・徹底等を実施。

2. 事業規模や成長ステージに応じた企業成長や生産性向上に係る支援

- 飛躍的な成長を目指す事業者や、持続的発展を目指す事業者など、企業の事業規模や成長ステージに応じて、成長投資や、生産性向上に向けたデジタル化、販路開拓等の設備支援等を後押し。

中小企業生産性革命推進事業【令和7年度補正予算：3,400億円】

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、以下の事業等を実施。

※中小企業成長加速化補助金、デジタル化・AI 導入補助金、小規模事業者持続化補助金、事業承継・M&A 補助金

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金【令和7年度補正予算：4,121億円】

中堅・中小企業が、賃上げに向けた省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るための大規模な投資を支援（令和7年度補正予算で新規公募分として基金2,000億円を措置し、100億宣言企業向けに、うち1,000億円程度を確保）。

新事業進出・ものづくり商業サービス補助金【既存基金の内数】

中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援。

中小企業省力化投資補助金【既存基金の内数】

①カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

②一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション（DX）等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）【令和8年度当初予算：122億円】

大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発等に係る取組を支援。また、「イノベーション・プロデューサー」を通じたイノベーションの創出を支援。

など

3. 早期の経営改善・事業再生、事業承継・M&A による事業再編の促進

- 資金調達の円滑化と金融規律の強化を図りながら、経営改善・事業再生・再チャレンジを支援。
- 経営者の高齢化が進む中、事業承継の円滑化を図りつつ、再編等を契機に変革に挑戦する企業を支援。

中小企業活性化・事業承継総合支援事業【令和8年度当初予算：139億円】＋【令和7年度補正予算：74億円】

財務上の問題を抱える中小企業等に対する収益力改善・事業再生や、後継者不在の中小企業等に対する事業承継・事業引継ぎを支援。

日本政策金融公庫補給金【令和8年度当初予算：169億円】＋日本政策金融公庫出資金【令和7年度補正予算：40億円】

米国関税の影響を受ける事業者への措置を含む、日本政策金融公庫からの融資における金利を引き下げるため、財政支援を実施。

中小企業信用補完制度関連補助事業【令和8年度当初予算：32億円】＋【令和7年度補正予算：152億円】

経営改善や事業再生に取り組む中小企業へのモニタリング強化等の信用保証制度等を通じた資金繰り支援等を実施。

認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金【令和7年度補正予算：101億円】

認定経営革新等支援機関を活用して経営改善計画の策定やフォローアップを支援。

後継者支援ネットワーク事業【令和8年度当初予算：3.5億円】

後継者同士が切磋琢磨できる場を創出し、既存の経営資源をいかした新規事業アイデアを競うイベントを開催。

中小企業生産性革命推進事業【令和7年度補正予算：3,400億円の内数】（再掲）※事業承継・M&A補助金

事業承継前の設備投資、M&A時の専門家費用、M&A後のPMI時の専門家費用及び設備投資、再チャレンジに伴う廃業費用等を支援。

など

4. 伴走支援体制の強化

- 多様な経営課題に対して、プッシュ型を含む伴走支援を複数の支援機関を通じて提供。

中小企業活性化・事業承継総合支援事業【令和8年度当初予算：139億円】＋【令和7年度補正予算：74億円】（再掲）

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【令和8年度当初予算：33億円】＋【令和7年度補正予算：49億円】※事業環境変化対応型支援事業の内数

各都道府県へよろず支援拠点を設置するとともに、よろず支援拠点の中に、専門サポーターが相談対応・伴走支援を行う生産性向上支援センターを設置するなど、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備。

小規模事業者対策推進等事業【令和8年度当初予算：62億円】

商工会・商工会議所等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援。

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【令和8年度当初予算：14億円の内数】＋【令和7年度補正予算：53億円の内数】

地方公共団体による小規模事業者の経営の改善発達などを支援。また、地方公共団体による複数の支援機関が連携した伴走支援モデル創出を支援。

中小企業基盤整備機構運営費交付金等【令和8年度当初予算：193億円の内数】

中小企業の多様な経営課題に対する専門家によるハンズオン支援や、新規に海外市場の獲得を目指す事業者に対する輸出支援等を実施。

事業環境変化対応型支援事業【令和7年度補正予算：148億円】

様々な事業環境変化の影響を受ける中小企業・小規模事業者への相談や各種支援施策の活用を促すべく、中小企業団体等と連携した支援体制を強化。

認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金【令和7年度補正予算：101億円】（再掲）

など

5. 小規模事業者の活性化、社会課題解決に向けた地域における取組支援等

- 多様な経営課題を抱える小規模事業者への支援を推進するとともに、地域の社会課題解決に向けた取組や災害復旧等の取組を支援。

小規模事業者対策推進等事業【令和8年度当初予算：62億円】（再掲）

小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）【令和8年度当初予算：26億円】

商工会・商工会議所等の経営指導を受けて経営改善に取り組む小規模事業者を対象に、無担保・無保証人の低利融資に係る財政措置を実施。

事業環境変化対応型支援事業【令和7年度補正予算：148億円】（再掲）

中小企業実態調査委託費【令和8年度当初予算：20億円の内数】

- ・ ローカル・ゼブラ企業創出・育成のためのエコシステム定着に向けた調査・分析
ローカル・ゼブラ企業による社会課題解決事業を支援する地域の関係者を中心としたエコシステムの定着を推進。
- ・ 地域中小企業人材確保支援等調査・分析
人材活用ガイドライン等の普及を通じ、副業・兼業人材、女性、高齢者等の多様な人材の戦略的な活用を促進。

中小企業基盤整備機構運営費交付金等【令和8年度当初予算：193億円の内数】（再掲）

中心市街地又は商店街を中心としたエリアの発展と地域経済の活性化を図ることを目的に、専門家の助言による支援を実施。

など

<災害支援>

なりわい再建支援事業等による被災地域の復興支援【令和7年度補正予算：268億円】

令和6年能登半島地震等、令和3年・令和4年福島県沖地震、令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業等が行う施設復旧等を支援。

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【令和8年度当初予算：14億円の内数】＋【令和7年度補正予算：53億円の内数】（再掲）

局激指定災害に関する自治体連携型補助金の補助上限引上げや災害救助法適用を受けた災害からの復旧支援を実施。

6. 税制改正事項

中小企業技術基盤強化税制（拡充・延長）

「繰越税額控除制度（3年間）」の創設を行うとともに、本税制の時限措置の適用期限を3年間延長。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置（拡充・延長等）

30万円の基準額を40万円に引き上げる等の措置を講じた上で、適用期限を3年間延長。

中小企業向け賃上げ促進税制（継続・一部見直し）

防衛的賃上げを迫られる中小企業については、物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け、現行制度を維持（大企業向け措置は令和7年度末で終了。また、中堅企業向け措置は賃上げ基準を見直し）。

事業承継税制（拡充等）

法人版（特例措置）及び個人版事業承継税制（贈与税・相続税共に100%を猶予）について、特例承継計画等の提出期限を延長（法人版：令和9年9月末、個人版：令和10年9月末）。また、事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継の在り方については今後も検討。

不動産取得税の特例措置（延長）

事業譲渡を行った際に発生する不動産取得税を一定割合軽減する措置について、適用期限を2年間延長。

インボイス制度の円滑な定着に向けた措置（その他）

免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、控除可能割合の引下げペース・幅を緩和し、最終的な適用期限を令和13年9月末まで延長。新たにインボイス発行事業者となった小規模事業者の税額控除に関する経過措置について、個人事業者については、納税額を売上税額の3割とする経過措置を更に2年間に限り実施（令和9年分・令和10年分申告において利用可能）。

この文書の記載事項については、数量、金額等は概数によるものがあり、また、今後変更される場合もあることに注意されたい。